

## 課税証明書の見方 ～申請書への記入方法（その1）～

第2期の授業料免除申請において、申請書に記入する給与所得の収入金額は、出願時の前年1年間（1月～12月）の収入金額となります。下記を参照して、課税証明書から「申請書裏面⑥家族及び所得」欄への記入をお願いします。

【課税証明書 例】※様式は自治体によって異なります。名称も「所得証明書」となる場合があります。

【申請書裏面；⑥家族及び所得欄】

### 令和元年度 (平成30年分) 市民税・県民税 課税証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名	筑波 優作

所得の内訳	金額
給与所得	3,300,000
(給与収入金額)	4,800,000
不動産所得	2,000,000
事業所得	1,000,000
年金所得	300,000
(年金収入)	1,000,000

所得控除金額		
雑損		総合
医療費	11 750	短期
社会保険料	697 770	長期
小規模共済掛金		山林
生命保険料	70 000	先物
地震保険料	6 175	株譲
寄付金		土地
障・老・寡・勤		
配偶者		地方
配偶者特別	210 000	第29
扶養	1 110 000	第24
基礎	330 000	
所得控除合計	2 435 695	

平成30年分 合計所得金額	6,600,000円
------------------	------------

市民税 所得割額	41,940	市民 均等
県民税 所得割額	3,500	県民 均等



申請書に記入

申請者との関係	本人	父
氏名		筑波優作
年齢	20	65
職業	無	会社員・不動産
勤務先・勤続年数		●●不動産(株) 43年勤務
給与収入金額※	2400	4800
年金(老齢年金)※		1000
年金(障害・遺族年金等)		
雇用保険		児童手当の金額
生活扶助(生活保護費、児童手当等)		240
その他		
計 (給与収入)	学生記入欄 2400	大学修正欄 6040
事業所得(営業・農業等)※		1000
地代・家賃・利子・配当※		2000
養育費等	1000	
その他		
臨時所得	退職金	
	保険金	

課税証明書から「申請書裏面⑥家族及び所得」に記入できるのは、申請書「申請書裏面⑥家族及び所得」の※のついている項目になります。給与収入と年金収入は「給与収入欄」に、事業所得（営業等所得）や不動産所得は「給与収入以外の所得欄」に記入するようにしてください。なお、2018年の収入にもとづいた住民税が0円の者は「非課税証明書」という名称で発行されます。

## 課税証明書の見方 ～申請書への記入方法（その2）～

下左図のように、課税証明書の所得の内訳において「雑所得」と記載されている場合があります。この場合、①公的年金等に係る雑所得が含まれている場合と、②公的年金以外の雑所得（例：著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税）が含まれている場合があります。雑所得で申請書に記入が必要となるのは、②公的年金以外の雑所得ですので、下右表を参考に、記載されている雑所得が①のものか②のものかを区別した上で②を「雑所得」として申請書に記入してください。公的年金に関しては、「公的年金収入」の金額を申請書に記入してください。

### 令和元年度 (平成30年分) 市民税・県民税 課税記

住所	〇〇県〇〇市〇〇〇		
氏名	筑波 優作		
所得の内訳	金額		
給与所得	3,300,000	雑損	
(給与収入金額)	4,800,000	医療費	
不動産所得	2,000,000	社会保険料	
事業所得	1,000,000	小規模共済掛	
雑所得	300,000	生命保険料	
(公的年金収入)	1,000,000	地震保険料	
		寄付金	
		障・老・寡・勤	
		配偶者	
		配偶者特別	
		扶養	
		基礎	
		所得控除合計	
平成30年分 合計所得金額	6,600,000円	市民税 所得割額	
		県民税 所得割額	

### 【公的年金等に係る雑所得の金額計算】

#### ① 公的年金等に係る雑所得の速算表(2005年分以後)

年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額がゼロになる)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,555円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合、所得金額はゼロとなる)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

公的年金等に係る雑所得の金額 = 右表における (a) × (b) - (c)

※例えば上の者が65歳未満の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

(a) 1,000,000円 × (b) 100% - (c) 700,000円 = 300,000円